

1. 目的

一般財団法人日本交通安全教育普及協会（以下、「当協会」という。）は、子どもたちを交通事故から守り、ドライバーを加害者にしないことを目的に、ドライバーから児童の視認率を高めるための高視認性安全服の着用普及を促進します。

ついては、児童及び自転車通学者向け高視認性安全服規格の関連製品において、一定の視認効果を有するものについて基準を設け、基準に適合した製品を推奨するとともに、その証として推奨ラベルを発行いたします。また、推奨ラベル発行等で得た収益は、子ども向け交通安全教育活動に利用されます。

2. 推奨基準

当協会及び、一般社団法人日本高視認性安全服研究所（JAVISA）と第三者試験機関（一般財団法人ニッセンケン品質評価センター、一般財団法人ボーケン品質評価機構）による規格検討委員会にて決定した JATRAS 301:2017「児童向け高視認性安全服の関連製品推奨規格」又は JATRAS 311:2018「児童及び自転車通学者向け高視認性安全服の関連製品ーかばん類ー推奨規格」に製品が適合することが条件となります。

※引用規格 JIS T 8127 : 2015 高視認性安全服

JATRAS 001 : 2016 児童向け高視認性安全服

JATRAS 002 : 2016 自転車通学者向け高視認性安全服

3. 推奨ラベルの種類

推奨ラベルは、次の（１）と（２）の２種類となります。

（１）児童及び自転車通学者向け高視認性安全服の関連製品タイプ 1 推奨ラベル

（２）児童及び自転車通学者向け高視認性安全服の関連製品タイプ 2 推奨ラベル



4. 推奨審査等

（１）事前試験

児童及び自転車通学者向け高視認性安全服の関連製品の推奨を希望する者は、申請前に製品が「児童向け高視認性安全服の関連製品推奨規格」又は「児童及び自転車通学者向け高視認性安全服の関連製品ーかばん類ー推奨規格」に適合していることの証明として第三者試験機関で試験報告書等を取得していただきます。

(2) 推奨審査申請

事前試験後、当協会へ「児童向け高視認性安全服の関連製品推奨審査申請書」又は「児童及び自転車通学者向け高視認性安全服の関連製品ーかばん類ー推奨審査申請書」とともに、「試験報告書等」、「製品サンプル」、「会社概要」を提出し、推奨審査料を振り込んでください。

(3) 推奨審査

申請書類等の確認と推奨審査料の振り込みを確認後、当協会及び、一般社団法人日本高視認性安全服研究所（JAVISA）において、推奨の適否を審査し、1か月以内に審査結果を申請者へ通知いたします。

(4) 推奨ラベル等発行

推奨規格に適合した製品については、認証書及び事前に申請のあった数量の推奨ラベル等（有料）を発行いたします。

5. 推奨期間

推奨期間は、推奨取得日から2年間とし、更新（有料）することが出来ます。

6. 料金（別途消費税）

- | | | | | |
|---------------|-------|----------|-----------------------------|----------|
| (1) 推奨審査料 | 新規審査料 | 50,000 円 | 追加審査料 | 25,000 円 |
| (2) 推奨更新料 | 1 製品 | 25,000 円 | | |
| (3) 推奨ラベル | 1 枚 | 20 円 | ※100 枚単位（1,000 枚未満の場合は別途送料） | |
| (4) 推奨プリントネーム | 1 枚 | 50 円 | ※推奨ラベル枚数と同数 | |
| (5) 製品説明パンフ | 1 部 | 20 円 | ※推奨ラベル枚数と同数 | |

7. 推奨の取り消し

推奨された製品について、次の（1）～（4）に記載する事項が判明した場合には、製品の推奨を取り消すことがあります。またその場合、納付された料金は返却しません。

- (1) 申請者が申請書に虚偽の記載をしていた場合
- (2) 推奨製品について関係法令等に定める諸規定に違反があった場合
- (3) 推奨ラベル、推奨プリントネーム、製品説明パンフレットが不正に使用された場合
- (4) 児童及び自転車通学者向け高視認性安全服の関連製品推奨制度の適正な運営に支障があると判断した場合

8. その他

- (1) 推奨製品の普及を促進するため、プリントネーム及び製品説明パンフレット（有料）を提供いたします。 ※数量は推奨ラベルと同数とします。
- (2) 推奨製品を当協会ホームページや月刊誌等で積極的に PR し、販売いたします。
- (3) 推奨基準及び本制度は、規格検討委員会において年度毎見直しを行います。
- (4) 本制度は、2018年1月15日より適用いたします。